



発行 新潟県

号外 1

平成27年11月25日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

1444 知事指定薬物の指定(医務薬事課)

告 示

◎新潟県告示第1444号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成27年11月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 知事指定薬物の名称

- (1) 1-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル)-N-メチルプロパン-2-アミン(通称名:5-MAPDB)及びその塩類
- (2) [1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-イル](ナフトレン-1-イル)メタノン(通称名:FUB-JWH-018)及びその塩類
- (3) N-(4-フルオロフェニル)-N-[1-(2-フェネチル)ピペリジン-4-イル]ブタナミド(通称名:p-fluorobutyrylfentanyl)及びその塩類
- (4) N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(2-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド(通称名:AB-FUBINACA 2-fluorobenzyl isomer)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成27年11月26日